

福岡県公報

平成二十八年四月十二日
第三千七百八十四号
増刊
①

目次

規則

○福岡県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

(薬務課) …………… 一

訓令

○福岡県環境対策協議会運営規程の一部を改正する訓令 (環境政策課)

…………… 六

再掲

○福岡県税条例等の一部を改正する条例

(税務課) …………… 六

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) …………… 一

規則

福岡県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十号

福岡県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

第二条の見出し中「届出」を「申請及び届出」に改め、同条中「届出は」を「申請又は届出は」に、「届出書」を「申請書又は届出書」に改め、同条に次の二号を加える。

六 省令第九条の第二十項の申請 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書(様式第五号の二)

七 省令第九条の第二十一項の届出 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届(様式第五号の三)

第四条第二項に次の五号を加える。
八 省令第九条の二第二項の規定による申請書
九 省令第九条の二第六項の規定による届出書
十 省令第九条の二第八項の規定による届出書
十一 省令第九条の二第十項の規定による申請書
十二 省令第九条の二第十一項の規定による届出書
第五条の次に次の一条を加える。
(麻薬小売業者間譲渡)
第六条 省令第九条の二第三項の許可書は、様式第七号による。
様式第五号の次に次の二様式を加える

様式第 5 号の 2

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

許可番号		第	号	許可年月日	年	月	日
麻 薬 業 務 所	所 在 地						
	名 称						
再 交 付 の 事 由 及 び そ の 年 月 日							
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。							
年 月 日							
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）							
氏名（法人にあつては、名称）						印	
福岡県知事				殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損した場合には、当該許可書を添付すること。

様式第 5 号の 3

麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
返納の事由			
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。			
年 月 日			
麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては、名称）			印
麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては、名称）			印
福岡県知事		殿	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 届出者欄にその全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。

様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第7号

麻薬小売業者間譲渡許可書

第 号

申請のあった麻薬小売業者間譲渡を、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第24条第12項第1号の規定により、申請のとおり許可する。

譲渡しの期間

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

福岡県知事

附則
この規則は、公布の日から施行する。

訓令

福岡県訓令第九号
福岡県教育委員会訓令第二号

福岡県環境対策協議会運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
本庁
平成二十八年四月十二日
福岡県知事 小川 洋
福岡県教育委員会

福岡県環境対策協議会運営規程の一部を改正する訓令
福岡県訓令第三号
福岡県環境対策協議会運営規程（平成五年二月福岡県訓令第三号）の一部
を次のように改正する。
別表中「新社会推進部長」を「人づくり・県民生活部長」に改める。

附則
この訓令は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県告示式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十八年三月三十一日
福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十号
福岡県条例等の一部を改正する条例
（福岡県条例の一部改正）

第一条 福岡県条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十條の十七第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の一・九」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の六」を「百分の三・六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の三・六」に改める。

第二十條の三十第八項中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第十項中「に掲げる」を「に規定する」に改め、同条第十一項から第十四項までの規定中「不動産取得税」の下に「の課税標準」を加える。

付則第七條の二の二中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の一・九」とあるのは「百分の〇・三」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の二・三」を「百分の〇・五」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」に改め、「第二十條の十七第一項第二号」とあるのは「次條の規定により読み替えられた第二十條の十七第一項第二号」と、「を削る」。

付則第八條第二項中「においては、」を「における」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十一項を第十項とし、第十二項から第十四項までを一項ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

14 中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項第四号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十二項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして施行規則で定めるものを用いて課する不動産で施行令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得額を価格から控除する。

付則第九条の三第一項中「。次項において同じ」及び「。同項において同じ」を削り、「次項及び第三項第三号」を「次項第三号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項第二号中「、平成二十一年天然ガス車基準」を「、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第五号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「第三項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第五十条第一項第一号イ

七千五百円

四千元

第五十条第一項第二号イ		第五十条第一項第一号ロ	
八千五百円	四千五百円	二万九千五百円	一万五千円
九千五百円	五千円	二万七千二百円	一万七千五百円
一万三千八百円	七千円	二万五千五百円	二万円
一万五千七百円	八千円	二万四千五百円	二万二千五百円
一万七千九百円	九千円	三万九千五百円	二万九千円
二万五百円	一万五百円	四万五千円	二万九千円
二万三千六百円	一万二千円	五万八千円	二万九千円
二万七千二百円	一万四千円	六万六千五百円	三万三千五百円
四万七千七百円	二万五百円	七万六千五百円	三万八千五百円
二万九千五百円	一万五千円	八万八千円	四万四千円
二万七千二百円	二万五千五百円	十一万千円	五万五千五百円
二万九千五百円	二万九千円	六千五百円	三千五百円
二万七千二百円	二万二千五百円	九千円	四千五百円
二万五千五百円	二万九千円	一万二千円	六千円
二万四千五百円	三万三千五百円	一万五千円	七千五百円
三万九千五百円	三万八千五百円	一万八千五百円	九千五百円
四万五千円	四万四千円	二万二千円	一万千円

第五十条第二項第二号	四万千円	二万五百円
	四万九千円	二万四千五百円
第五十条第一項第五号	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円
第五十条第二項第一号	七万四千円	三万七千円
	八万三千円	四万五千五百円
第五十条第一項第五号	四万五千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
第五十条第二項第一号	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
第五十条第二項第二号	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円
第五十条第二項第二号	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

付則第九条の三第六項を同条第三項とし、同条第七項を削る。

付則第二十五条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第二十条の三十二第一項第一号」を「同号」に、「においては」を「には」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

(福岡県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 福岡県税条例の一部を改正する条例(平成七年福岡県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「同項」を「同条第一項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第四項中「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)第三条の規定による改正前の農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項」に改め、同条第五項中「本条」を「この条」に改める。

(福岡県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
第三条 福岡県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年福岡県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち福岡県税条例第二十条の七の次に一条を加える改正規定中「県民税の所得割」を「個人の県民税」に、「市町村民税の所得割の徴収」を「個人の市町村民税の徴収」に、「においては」を「には」に、「所得割の納税義務者」を「市町村民税の納税義務者」に、「の所得割に対する」を「に対する」に、「の所得割の割合」を「の割合」に改める。

第一条中福岡県税条例第二十条の十七の改正規定及び付則第七条の二の二の改正規定を削る。

附則第二条第二項中「市町村民税の所得割」を「個人の市町村民税」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の福岡県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十八年度分の自動車税について適用し、平成二十七年分までの自動車税については、なお従前の例による。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同

条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十三号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第七号様式による申請書」を「第七号様式による徴収猶予申請書及び条例第十三条の二第二項又は第四項に定める書類」に、「申請書によつて所長に申請」を「申請書を、それぞれ所長に提出」に改め、同条第二項中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に、「申請しようとする」を「申請する」に改め、「徴収猶予期間延長申請書」の下に「及び条例第十三条の二第四項に定める書類」を加える。

第十条第三項及び第十条の二第四項中「自動車に係る」を削る。

第十一条中「第十五条の二第二項」を「第十五条の二の三第二項」に、「次に掲げる事項を記載した申請書」を「第十号の十六様式による差押解除申請書」に改め、同条各号を削る。

第十二条第一項中「第十五条第四項」を「第十五条の二の二」に改め、「規定により」の下に「、納税者又は特別徴収義務者に」を加え、「第十一号様式その一」に、「徴収猶予許可通知書」を「徴収猶予許可通知書」に、「第十二号様式」を「第十二号様式その一」に、「徴収猶予不許可通知書」を「徴収猶予不許可通知書」に、「第十二号の二様式」を「第十二号の二様式その一」に、「徴収猶予期間延長通知書」を「徴収猶予期間延長許可通知書」に、「第十二号様式」を「第十二号様式その一」に、「をそれぞれ納税者又は特別徴収義務者に発しなければならない」を「によらなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、保証人又は担保財産の所有者（納税者及び特別徴収義務者を除く。）に対しては、第十一号様式その二による徴収猶予許可通知書、第十二号様式その二による徴収猶予不許可通知書、第十二号の二様式その二による徴収猶予期間延長許可通知書、第十二号様式その二による徴収猶予期間延長不許可通知書により通知するものとする

第十二条第二項中「第十五条第四項」を「第十五条の二の二」に改め、「規定により」の下に「、特別徴収義務者に」を加え、「軽油引取税徴収猶予許可（不許可）通知書」を「軽油引取税徴収猶予許可（不許可）通知書」に、「第十二号の二様式」を「第十二号の二様式その一」に、「徴収猶予期間延長通知書」を「徴収猶予期間延長許可通知書」に、「第十二号様式」を「第十二号様式その一」に、「をそれぞれ特別徴収義務者に発しなければならない」を「によらなければならない」に改め、同条第三項中「第十五条の三第三項（法第百四十四条の二十九第二項において準用する場合を含む。）」を「第百四十四条の二十九第二項において準用する法第十五条の三第三項」に改め、「規定により」の下に「、特別徴収義務者に」を加え、「第十四号様式」を「第十四号様式その一」に、「を納税者又は特別徴収義務者に発しなければならない」を「によらなければならない」に改め、同項の次に次の四項を加える。

4 所長は、法第十五条の三第三項の規定により、納税者又は特別徴収義務者に徴収猶予の取消しの通知をしようとするときは、第十四号様式その一による徴収猶予取消通知書によらなければならない。また、保証人又は担保財産の所有者（納税者及び特別徴収義務者を除く。）に対しては、第十四号様式その二による徴収猶予取消通知書により通知するものとする。

5 所長は、条例第十三条第四項の規定により、納税者又は特別徴収義務者に分割納付の各納付期限若しくはその納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限若しくはその納入期限ごとの納入金額を変更した旨を通知しようとするときは、第十四号の二様式その一による徴収猶予の納付計画変更通知書によらなければならない。また、保証人又は担保財産の所有者（納税者及び特別徴収義務者を除く。）に対しては、第十四号の二様式その二による徴収猶予の納付計画変更通知書により通知するものとする。

6 所長は、法第十五条の二第七項の規定により、納税者又は特別徴収義務者に申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める旨を通知しようとするときは、第十四号の三様式による徴収猶予（期間延長）申請書及び添付書類に関する補正通知書によらなければならない。

7 所長は、法第十五条の二第八項の規定により徴収猶予の申請を取り下げたものとみ

なされるときは、第十四号の四様式による徴収猶予（期間延長）申請のみなし取下げ通知書により、納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

第十二条の二の見出し中「換価の猶予」を「職権による換価の猶予」に改め、同条中「法第十五条の五第三項」を「滞納者に、法第十五条の五の二第三項」に、「第十五条第四項」を「第十五条の二の二第一項」に、「第十四号の二様式」を「第十四号の五様式その一」に、「換価猶予通知書」を「換価猶予通知書」に、「第十四号の三様式」を「第十四号の六様式その一」に、「換価猶予期間延長通知書」を「換価猶予期間延長通知書」に、「第十五条の六第二項」を「第十五条の五の三第二項」に、「第十五条の三第三項の規定により」を「第十五条の三第三項の規定により、」に、「第十四号の四様式」を「第十四号の七様式その一」に、「換価猶予取消通知書をそれぞれ滞納者に発しなければならない。」を「換価猶予取消通知書、条例第十三条の三において準用する条例第十三条の規定により、分割納付の各納付期限若しくはその納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限若しくはその納入金額を変更した旨を通知しようとするときは第十四号の二様式その一による換価猶予の納付計画変更通知書によらなければならない。また、保証人又は担保財産の所有者（滞納者を除く。）に対しては、第十四号の五様式その二による換価猶予通知書、第十四号の六様式その二による換価猶予期間延長通知書、第十四号の七様式その二による換価猶予取消通知書、第十四号の二様式その二による換価猶予の納付計画変更通知書により通知するものとする。」に改める。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（申請による換価の猶予に係る申請及び通知）

第十二条の二の二 法第十五条の六第一項の規定によつて換価の猶予を申請する者は、第十四号の八様式による換価猶予申請書及び条例第十三条の六第二項に定める書類を所長に提出しなければならない。

2 第九条第二項の規定は、法第十五条の六第三項の規定による換価の猶予の期間の延長の申請について準用する。この場合において、「第八号の二様式による徴収猶予期間延長申請書」とあるのは「第十四号の九様式による換価猶予期間延長申請書」と、「条例第十三条の二第四項に定める書類」とあるのは「条例第十三条の六第二項に定める書類」と読み替えるものとする。

3 第十二条第一項の規定は、法第十五条の六の二第三項において読み替えて準用する法第十五条の二の二の規定により、滞納者に申請による換価の猶予に係る通知をしようとする場合について準用する。この場合において、「第十一号様式その一による徴収猶予許可通知書」とあるのは「第十四号の十様式その一による換価猶予許可通知書」と、「第十二号様式その一による徴収猶予不許可通知書」とあるのは「第十四号の十一様式その一による換価猶予不許可通知書」と、「第十二号の二様式その一による徴収猶予期間延長許可通知書」とあるのは「第十四号の十二様式その一による換価猶予期間延長許可通知書」と、「第十二号様式その二による換価猶予期間延長不許可通知書」と、「（納税者及び特別徴収義務者を除く。）」とあるのは「（滞納者を除く。）」と、「第十一号様式その二による徴収猶予許可通知書」とあるのは「第十四号の十様式その二による換価猶予許可通知書」と、「第十二号様式その二による換価猶予不許可通知書」とあるのは「第十四号の十一様式その二による換価猶予不許可通知書」と、「第十二号の二様式その二による換価猶予期間延長許可通知書」とあるのは「第十四号の十二様式その二による換価猶予期間延長不許可通知書」とあるのは「第十四号の十一様式その二による換価猶予期間延長不許可通知書」と読み替えるものとする。

4 第十二条第四項の規定は、法第十五条の六の三第二項において準用する法第十五条の三第三項の規定により、滞納者に申請による換価の猶予の取消しの通知をしようとする場合について準用する。この場合において、「第十四号様式その一による徴収猶予取消通知書」とあるのは「第十四号の七様式その一による換価猶予取消通知書」と、「（納税者及び特別徴収義務者を除く。）」とあるのは「（滞納者を除く。）」と、「第十四号様式その二による徴収猶予取消通知書」とあるのは「第十四号の七様式その二による換価猶予取消通知書」と読み替えるものとする。

5 第十二条第五項の規定は、条例第十三条の五第二項において準用する条例第十三条の規定により、申請による換価の猶予に係る分割納付の各納付期限若しくはその納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限若しくはその納入金額ごとの納入金額を変更した旨を、滞納者に通知しようとする場合について準用する。この場合において、「徴収猶予の納付計画変更通知書」とあるのは「換価猶予の納付計画変更通知書」と読み替えるものとする。

「と、「(納税者及び特別徴収義務者を除く。)」とあるのは「(滞納者を除く。)」と読み替えるものとする。

6 第十二条第六項の規定は、法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第七項の規定により、換価の猶予に係る申請書の訂正又は添付すべき書類に関する補正若しくは提出を求める旨を、滞納者に通知しようとする場合について準用する。この場合において、「第十四号の三様式による徴収猶予(期間延長)申請書及び添付書類に関する補正通知書」とあるのは「第十四号の十三様式による換価猶予(期間延長)申請書及び添付書類に関する補正通知書」と読み替えるものとする。

7 第十二条第七項の規定は法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項の規定により、申請による換価の猶予の申請を取り下げたものとみなされる場合について準用する。この場合において、「第十四号の四様式による徴収猶予(期間延長)申請のみなし取下げ通知書」とあるのは「第十四号の十四様式による換価猶予(期間延長)申請のみなし取下げ通知書」と読み替えるものとする。

第十二条の三中「第十四号の五様式」を「第十四号の十五様式」に、「滞納処分停止通知書」を「滞納処分停止通知書」に、「第十四号の六様式」を「第十四号の十六様式」に、「をそれぞれ滞納者に発しなければならない」を「によらなければならない」に改める。

第四十六条の十第一項中「申請書」を「申告書」に改める。

様式目次中

十の十五	保全差押金額決定通知書	十條の三
十一	徴収猶予許可通知書	十二條
十の十五	保全差押金額決定通知書	十條の三
十の十六	差押解除申請書	十一條
十一	徴収猶予許可通知書(その一、その二)	十二條

十二	徴収猶予不許可通知書	十二條
十二の二	徴収猶予期間延長通知書	十二條

十二	徴収猶予(期間延長)不許可通知書(その一、その二)	十二條
十二の二	徴収猶予期間延長許可通知書(その一、その二)	十二條

十四	徴収猶予取消通知書	十二條
十四の二	換価猶予通知書	十二條の二
十四の三	換価猶予期間延長通知書	十二條の二
十四の四	換価猶予取消通知書	十二條の二
十四の五	滞納処分停止通知書	十二條の三
十四の六	滞納処分停止取消通知書	十二條の三

十四	徴収猶予取消通知書(その一、その二)	十二條
十四の二	徴収・換価猶予の納付計画変更通知書(その一、その二)	十二條、十二條の二、十二條の二
十四の三	徴収猶予(期間延長)申請書及び添付書類に関する補正通知書	十二條
十四の四	徴収猶予(期間延長)申請のみなし取下げ通知書	十二條

を

に、

を

<p>三十四 三、その四</p>	<p>十四の五 換価猶予通知書（その一、その二）</p> <p>十四の六 換価猶予期間延長通知書（その一、その二）</p> <p>十四の七 換価猶予取消通知書（その一、その二）</p> <p>十四の八 換価猶予申請書</p> <p>十四の九 換価猶予期間延長申請書</p> <p>十四の十 換価猶予許可通知書（その一、その二）</p> <p>十四の十 換価猶予（期間延長）不許可通知書（その一、その二）</p> <p>十四の十 換価猶予期間延長許可通知書（その一、その二）</p> <p>十四の十 徴収猶予（期間延長）申請書及び添付書類に関する補正通知書</p> <p>十四の十 徴収猶予（期間延長）申請のみなし取下げ通知書</p> <p>十四の十 滞納処分停止通知書</p> <p>十四の十 滞納処分停止取消通知書</p>	<p>二十二条</p>	<p>十二條の二</p> <p>十二條の二</p> <p>十二條の二</p> <p>十二條の二</p> <p>十二條の二</p> <p>十二條の二</p> <p>十二條の二</p> <p>十二條の二</p> <p>十二條の二</p> <p>十二條の二</p> <p>十二條の二</p> <p>十二條の二</p> <p>十二條の二</p>
<p>三 百十三の 三</p>	<p>三十四 督促状（その一、その二、その三、その四、その五）</p> <p>六十五の二 法人 県民税 分割課税標準額等通知書</p> <p>六十五の三 法人 県民税 分割基準修正、決定通知書</p> <p>六十五の四 市町村民税法人割に係る課税標準額等の通知書</p> <p>六十五の五 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書について</p> <p>六十五の三 市町村民税法人割に係る課税標準額等の通知書</p> <p>六十五の四 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書について</p> <p>百十三の三 自動車税第二次納税義務免除申請書</p> <p>百十三の三 自動車税納付義務免除申告書</p>	<p>七十二條の二</p>	<p>二十二條</p> <p>三十四條の二</p> <p>三十九條の二</p> <p>三十四條の二</p> <p>三十四條の二</p> <p>三十四條の二</p> <p>三十四條の二</p> <p>三十四條の二</p> <p>三十四條の二</p> <p>三十四條の二</p> <p>三十四條の二</p> <p>三十四條の二</p> <p>三十四條の二</p> <p>三十四條の二</p> <p>七十二條の二</p> <p>五十六條</p> <p>七十二條の二</p>

を

に、

に改める。

を

に、

を

に、

第二号の五様式を次のように改める。

第三号様式その一の一から第三号様式その一の五までを次のように改める。

第3号様式その1の1 (第6条関係)

様

電話番号

福岡県 個人事業税納税人済通知書

1 c# 82

加入者名	福岡県 個人事業税事務所出納員	口座番号	1609017	合計金額	24	24
年度	3	整理番号	5	1609017	年	24
課税年度	CD 28	課税年度	29	納付32	課税33	納期限
事山		事山		納期限	年	月
					日	

税額	55	円	課税事務所	101	領取日付印	106
延滞金額	46	円	福岡県			
合計金額	90	円	県税事務所			
住所氏名						様
						(県税事務所送付用)

取引店 取りまとめ店 〒812-8794
 上記金額を受領したので ゆうちょ銀行福岡貯金事務所 受付局→取りまとめ店→加入者
 通知します。 センター

福岡県 個人事業税 納付書

加入者名 福岡県 県税事務所出納員

口座番号 年度

税額	円
延滞金額	円
合計金額	円
納期限	年 月 日
氏名	様
整理番号	
課税事務所	領取日付印
福岡県 県税事務所	

(金融機関保管用)

福岡県 個人事業税納税通知書 兼 領取証書

個人事業税は第1種事業、第2種事業、第3種事業を行う人で県内に事務所又は事業所のある人に課税されます。 第2種事業 % 第3種事業 % (%)

税率 第1種事業 % 年の所得に対し課税したものです。 第3種事業 % (%)

下記の年税額は、年分の所得に対し課税したものです。 年の所得に使用していただきます。

この納付書は第1期納税分(月 日~月 日)の納付に使用していただきます。

整理番号		住所		氏名	様
課税年度		所得年		納税年度	
第 種事業	税率100分の				
課税標準額	円				
年 税 額	円				
納 期	年 月 日から	納 付 額	円		
	年 月 日まで				
	年 月 日から	納 付 額	円		
	年 月 日まで				

上記の金額を納付してください。

年 月 日 印

福岡県 県税事務所 様

上記のとおり領取しました。

領取日付印

(納税者交付用)

第3号様式その1の2 (第6条関係)

様

電話番号

福岡県 個人事業税納入済通知書

1 c# 82

加入者名	福岡県 個人事業事務所出納員	口座番号	1609017	合計金額	291	延滞	24
年度	税目	整理番号	17	納付	32	課税	33
課税年度	CD	課税年度	29	事由	課税	納期限	年 月 日

税額	35	円	課税事務所	101	領収日付印	106
延滞金額	46	円	福岡県			
合計金額	90	円	県税事務所			
住所氏名						様

取引店 取りまどめ店 〒812-8794
上記金額を受領したので ゆうちょ銀行福岡貯金事務 受付局→取りまどめ店→加入者
通知します。 センター

福岡県 個人事業税 納付書

加入者名	福岡県 県税事務所出納員	年度	
口座番号			

税額	円
延滞金額	円
合計金額	円
納期限	年 月 日

氏名	様
整理番号	
課税事務所	福岡県 県税事務所
領収日付印	

(金融機関保管用)

福岡県 個人事業税納付書兼領収証書

整理番号	
住所	
氏名	様
課税年度	
所得年	
納期限	2期分 第 種事業

税額	円
延滞金額	円
合計金額	円
納期限	年 月 日

上記の金額を納付してください。
既に納められている場合は、行き違いですのでご了承ください。

上記のとおり領収しました。

納付場所は裏面に記載しています。

(納税者交付用)

第3号様式その1の3 (第6条関係)

様

電話番号

福岡県 個人事業税納付通知書

1 c# 82

加入者氏名	福岡県 個人事業税納付員	口座番号	16090117	合計金額	29	連番	24
年度	税11 3	整理番号	課税29	納付32	課税33	納期限	年 月 日
調定26	CD 28	年度	課税	納付	課税	納期限	年 月 日

税 額	35	課税事務所	101	領収日付印	106
延滞金額	46	福岡県 県税事務所			
合計金額	90	福岡県 県税事務所			
住所氏名	様 (県税事務所送付用)				

取引店 取りまとめ店 〒812-8794 ゆうちょ銀行福岡貯金事務 受付局→取りまとめ店→加入者
 上記金額を受領したので センター

福岡県 個人事業税 納付書

加入者氏名	福岡県	課税事務所	納付書
口座番号		年度	

税 額	円
延滞金額	円
合計金額	円
納期限	年 月 日
氏名	様
整理番号	課税事務所
領収日付印	
福岡県 県税事務所	

(金融機関保管用)

福岡県 個人事業税納付通知書 兼 領収証書
 個人事業税は第1種事業、第2種事業、第3種事業を行う人で県内に事務所又は事業所のある人に課税されます。
 税率 第1種事業 % 第2種事業 % 第3種事業 % (%)
 下記の年税額は 年分 分の所得に対し課税したものです。

整理番号	課税年度	年度	税 額	延滞金額	合計金額	納期限
住所			円	円	円	年 月 日
氏名			円	円	円	年 月 日
課税標準額	①		円			
今年	②		円			
(増徴)金額③=②-①			円			
前年	④		円			
今年	⑤		円			
(増徴)金額⑥=⑤-④			円			
第 種事業	課税標準額		円			
税率100分の	年 税 額		円			
納 期	年 月 日から	納付額	円			
	年 月 日まで	納付額	円			
	年 月 日から	納付額	円			
	年 月 日まで	納付額	円			

※ この通知書による税額は、口座振替の対象になりませんので、この納付書で納付してください。
 納付場所は裏面に記載されています。

(納税者交付用)

第3号様式その1の4 (第6条関係)

(第1紙)

郵便はがき

料金後納
郵便

個人事業税納税通知書(口座振替)

複製

様

福岡県

県税事務所

・裏面の開封方法を御覧ください

(第2紙)

納税通知書(口座振替)

年度 個人事業税

様

所得番号	課税標準額	納付額
種別	円	円
税率100分の	円	円
納期	年 月 日から	納付額
納期	年 月 日まで	円
納期	年 月 日から	納付額
納期	年 月 日まで	円

上記の金額を納期の末日に下記の口座より振替します。

金融機関名
支店名
口座
口座名義人

1期分の口座振替日は 年 月 日です。

年 月 日 印
福岡県 県税事務所長

(第3紙)

※付付について

あなたに賦課された個人事業税は、左記の金融機関の預金口座から納期限(納期の末日)に自動振替により納税されます。

個人事業税の法的根拠

事業税は、個人が行う第1種事業、第2種事業、第3種事業に対し、前年中の事業の所得又は当該年の1月1日から事業停止の日までの事業の所得を課税標準として、それぞれの業種により $5 \cdot 4 \cdot 3$ の税率を乗じた税額で課税されます。(地方税法第72条の2第3項、第72条の4第17第1項、福岡県条例第20条の14第2項、第20条の19の2、第20条の19の4)

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、審査請求を提出することとしてください。

2 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかの場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。(2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分取消しの訴えを提起することができなくなり、また、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることができ、取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※滞り金について

口座振替日において残高不足等により口座振替が行えなかった場合には、口座振替日以降に納税催告用納付書を送付しますので、当該納付書により納税を行ってください。なお、その際の滞り金、法律に基づき納期限の翌日から計算されますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先
課税に関するもの：県税事務所課税課
口座振替納税に関するもの：県税事務所課税課

(用紙) 各紙とも縦14.8cm横10cm

第 3 号様式その 1 の 5 (第 6 条関係)

(第 1 紙)

郵便はがき



納税額についてお知らせ
(個人事業税 2 期)

親展

様

福岡県

県税事務所

・裏面の開封方法を御覧ください

(第 2 紙)

納税額についてお知らせ(口座振替)

様

年度 個人事業税 2 期

第 種事業

整理番号	
納付額(振替額)	円
納期限(振替日)	年 月 日

上記の金額を下記の口座より振替します。

金融機関名
支店名
口座
口座名義人

年 月 日

福岡県

県税事務所長

(第 3 紙)

納付について

あなたに賦課された個人事業税の 2 期分の税額は、左記の金融機関の預金口座から左記納期限に自動振替により納税されます。

延滞金について

口座振替日において残高不足等により口座振替が行えなかった場合には、口座振替日以降に納税催告用納付書を送付しますので、当該納付書により納税を行ってください。なお、その際の延滞金は、法律に基づき左記の納期限の翌日から計算されますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

課税に関するもの：県税事務所課税課事業税係
口座振替納税に関するもの：県税事務所収税課収納係

(用紙 各紙とも縦14.8cm横10cm)

第三号様式その三の三を次のように改める。

第 3 号様式その 3 の 3 (第 6 条関係)

福岡県 自動車税 年度 納入済通知書

福岡県 自動車税 加入者 福岡県 県税事務所出納員

収納機 納付 確認 納付 納付
関番号 番号 CD 課税年度 番号 区分
登録 番号 年度 税目 自動車

氏納付者名	延滞金	0	0	円
合計額				円

上記金額を受領したので通知します。郵便番号812-8794 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター 取引店 福岡銀行 取りまとめ店 ATM陸取不可

福岡県 自動車税 納付書 (店舗控)

加入者名 福岡県 県税事務所出納員
口座番号

税額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	年 月 日
納付者名	様
登録番号	

切り取らないで郵便局 金融機関 コンビニ等にお出しください

福岡県 自動車税 年度 納税通知書兼領収証書 (納税者用)

福岡県 加入者 福岡県 県税事務所出納員
登録番号
納期限 平成 年 月 日

税額	円
延滞金	円
合計金額	円

上記の金額を領収しました。

領収日付印
領収証紙・印紙は不要です。

この通知書でのコンビニエンスの取扱いは 月 日(※)までです。 ※納期限ではありません。納期限を過ぎると延滞金が加算される場合があります。

自動車税納税証明書 (継続検査・構造変更検査用)

福岡県 県税事務所長

登録番号	
車台番号	
管理ID	
有効期限	年 月 日

この納税証明書は車検を受けるときに必ず【車検証】と一緒に保管してください。

領収日付印

第三号様式その三の五を次のように改める。

第 3 号様式その 3 の 5 (第 6 条関係)

自動車税納税通知書 (一括納付用)

住所又は所在地

氏名又は名称

様

区 分	年度自動車税
登 録 番 号	別添納付書一覧表のとおり
合 計 税 額	円
納 期 限	年 月 日
備 考	

上記のとおり別添納付書により納付してください。

年 月 日

福岡県

県税事務所長

印



納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局 (沖縄県を除く)、
福岡県の各県税事務所

法的根拠 地方税法第145条、福岡県税条例第48条

教 示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延滞金

備考 「延滞金」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第三号様式その七から第三号の二様式その一までを次のように改める。

第 3 号様式その 7 (第 6 条関係)

税 納 税 通 知 書

住所又は所在地
氏名又は名称

様

年度	税	
課 税 標 準 額	税 率	税 額
円		円
納 期 限	年 月 日	
備 考		

上記のとおり納付してください。

年 月 日

印

福岡県 県税事務所長

納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局（沖縄県を除く）、福岡県の各県税事務所

法的根拠 地方税法第 条、福岡県税条例第 条

教 示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延 滞 金

- 備考 1 この様式は、自動車取得税又は軽油引取税を普通徴収の方法によって徴収する場合に使用すること。
 2 「延滞金」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第 3 号様式その 8 (第 6 条関係)

県たばこ税納税通知書

住所又は所在地

氏名又は名称

様

		年 度	
課 税 標 準 数	旧 3 級品の紙巻たばこを除く製造たばこの数量	①	本
	旧 3 級品の紙巻たばこの数量	②	本
税 額	旧 3 級品の紙巻たばこを除く製造たばこの税額 {①× (/1,000)}	③	円
	旧 3 級品の紙巻たばこの税額 {②× (/1,000)}	④	円
	合 計 (③+④)		円
備 考			

上記のとおり納付してください。

年 月 日

印

福岡県

県税事務所長

納付場所

福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局（沖縄県を除く）、福岡県の各県税事務所

法的根拠
教 示

地方税法第 条、福岡県税条例第 条

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延 滞 金

そ の 他 ご不明の点のあるときは、所轄の県税事務所にお問い合わせください。

備考 「延滞金」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第 3 号様式その 9 (第 6 条関係)

納 税 通 知 書			
住所又は所在地			
氏名又は名称		様	
年度	行為年月	年 月	軽油引取税
課税標準量(額)	税 率		税 額
L			円
納 期 限	年 月 日		
備 考			
上記のとおり納付してください。 年 月 日			
		福岡県	県税事務所長 印
納付場所	福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、福岡県各県税事務所		
法的根拠	地方税法第 条、福岡県税条例第 条		
延 滞 金			
そ の 他	この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。 ご不明の点のあるときは、所轄の県税事務所に問い合わせてください。		

備考「延滞金」の欄には、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

別紙

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 3 号の 2 様式その 1 (第 6 条関係)

第 年 月 日 号

印

福岡県

県税事務所長



県 税 額 変 更 通 知 書

年 月 日付 税に係る納税通知書を下記のとおり変更したので通知します。

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

課税年度	期 別	納 税 通 知 書 番 号	税 目	
		当初の課税額	減額する額	減額後の額
課 税 標 準 額		円	円	円
税 額		円	円	円
減 額 後 の 額 の 内 訳			期分	円
			期分	円

変更の理由

注

- 1 この減額によって、すでに納付していただいた税金が納め過ぎになった方には、別途、還付又は充当の通知をします。
- 2 まだ納税されていない方は、減額後の額によって(税額によっては延滞金を加算のうえ)速やかに納付してください。

備考 減額の欄は朱書すること。

第三号の二様式その三を次のように改める。

第3号の2様式その3 (第6条関係)

様

電話番号

福岡県 個人事業税納入済通知書

1 c# 82

加入者氏名	福岡県 個人事業税事務所出納員	口座番号	福岡県 県税事務所出納員	納付書	納付書
年度	26	整理番号	5	納付番号	24
納定	28	課税年度	29	納付年度	24
事山	CD	課税事山	29	納付事山	24
		納付金額	32	納付金額	33
		納付期限	17	納付期限	24
		合計金額	17	合計金額	17

税額	55	課税事務所	福岡県 県税事務所	領収日付印	101
延滞金額	16	合計金額	90	領収日付印	106
住所氏名	福岡県 県税事務所 様 (県税事務所送付用)				

取引店 取りまとめ店 〒812-8794
上記金額を受領したの ゆうちょ銀行福岡貯金事務所 受付局→取りまとめ店→加入者
で通知します。 センター

加入者氏名	福岡県 個人事業税 納付書	納付書	納付書
口座番号	福岡県 県税事務所出納員	納付書	納付書
年度	26	納付年度	24

税額	55	課税事務所	福岡県 県税事務所	領収日付印	101
延滞金額	16	合計金額	90	領収日付印	106
住所氏名	福岡県 県税事務所 様 (金融機関送付用)				

氏名	福岡県 個人事業税 納付書	納付書	納付書
整理番号	5	納付番号	24
課税事務所	福岡県 県税事務所	納付事務所	福岡県 県税事務所
領収日付印	101	領収日付印	106

整理番号	5	納付番号	24
住所	福岡県 県税事務所	納付住所	福岡県 県税事務所
氏名	福岡県 個人事業税 納付書	納付氏名	福岡県 個人事業税 納付書
課税年度	26	納付年度	24
所得年	28	納付年	24
納付金額	32	納付金額	33
納付期限	17	納付期限	24

税額	55	課税事務所	福岡県 県税事務所	領収日付印	101
延滞金額	16	合計金額	90	領収日付印	106
住所氏名	福岡県 県税事務所 様 (金融機関送付用)				

上記の金額を納付してください。
年 月 日印
福岡県 県税事務所長
上記のとおり領収しました。
領収日付印
(納税者交付用)

上記のとおり個人事業税を変更しましたので、お知らせ
します。
なお、差引納付すべき税額がある場合は、その税額(税
額)に基づいて、延滞金を加算の(イ)をこの納付書で差引
納付の納付場所において、速やかに納付してください。
既に納められている場合は、行き違いです。ご了承ください。

第三号の二様式その五を次のように改める。

第 3 号の 2 様式その 5 (第 6 条関係)

(第 1 紙)

郵便はがき



(第 2 紙)

県 税 額 変 更 通 知 書

税 目	課税番号	課税年度	課税区分	不動産区分
不動産取得税				

変更前の額	円
差 引 額	円
変更後の額	円

申請年月日	年 月 日
決裁年月日	年 月 日
変更の理由等	

様

県 税 額 変 更 通 知 書 親 展

福岡県 県税事務局長

電 話

・ 点線部を矢印方向に折り曲げてからゆつくりはがしてください。

(第 3 紙)

注 意 事 項

納付について
まだ納付されていない方は、変更後の額によって(税額)によっては延滞金を加算の上)速やかに納付してください。

教 示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、審査請求書は、正副2通を提出しなくてはなりません。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることができ、この処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

上記のとおり、不動産取得税の税額を変更しましたので通知します。

年 月 日 印

福岡県 県税事務局長

(用紙 各紙とも縦 14.8cm横10cm)

第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 7 条関係）（第二次納税義務者又は保証人用）

納 付（ 納 入 ） 通 知 書										第	号		
<p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">福岡県 県税事務所長 印</p>										様			
<p>あなたは、地方税法第 条 項の規定により、第二次納税義務者（保証人）として、下記の納税者（特別徴収義務者）の滞納金額を納付（納入）しなければならないことになりましたので、納付（納入）の期限までに納付（納入）してください。</p> <p>なお、下記金額のほかに完納の日まで地方税法に基づく延滞金が加算されます。</p>													
<p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>													
納 税 者 <small>（特別徴収者）</small>	住（居）所												
	氏 名												
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年 月 分		納 期 限		税 額	※ 延滞金額	加算金額	摘 要		
				調定事由	連番	法定納期限等		円	法律による金額	円			
									円				
	滞納処分費（法律による金額）						円						
本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十	円
上記の納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち、あなたが納付（納入）すべき金額						納付（納入）の期限			納付（納入）場所				
円						年	月	日					
理 由													
備 考													

注 ※印の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

備考 1 この通知書は、第二次納税義務者又は保証人から徴収金を徴収しようとするときに、地方税法第11条第1項又は第16条の5第4項の規定により、これらの者に告知する場合に使用すること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第 5 号様式 (第 8 条関係)

納 期 限 変 更 告 知 書										第	号						
納 税 者 又 は 特 別 徴 収 義 務 者	住 所																
	氏 名 又 は 名 称																
年 度 分	税 目					年 月 分											
納 税 通 知 書 番 号																	
変 更 後 の 納 期 限		年 月 日															
税 額 又 は 納 付 (納 入) 金 額		千		百		十		万		千		百		十		円	
<p>地方税法第13条の2第1項の規定により、下記の理由のため納期限を変更しますので、指定の期日までに納付してください。</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>																	
記																	
理 由																	
年 月 日																	
福岡県										県税事務所長							
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 80px; display: inline-block;"></div>																	

備考 3部作成し、控えのうち一部には伺い欄を設け、他の一部にはその最上部に「受理年月日」及び「処理年月日」の欄を設け、納期限変更告知書(連絡表)第 号とすること。

第六号の二様式及び第六号の三様式を次のように改める。

第 6 号の 2 様式 (第 8 条の 2 関係) (特別徴収義務者 (納税者) 用)

強制換価の場合の軽油引取税の徴収通知書					第	号	
					年	月	
					日		
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> (特別徴収義務者) 納 税 者 </div> <div style="margin-left: 20px;">様</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 福岡県 県税事務所長 印 </div> <p style="margin-top: 20px;">下記の軽油が強制換価された場合には、地方税法第13条の3第1項の規定により、その代金のうちから、下記の軽油引取税を徴収します。</p> <p>教示</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 							
特別 徴収 義務 者 (納 税 者)	住 (居) 所						
	氏 名						
強 制 換 価 手 続 に 付 さ れ て い る	軽油及び税額	財産の名称等	性 質	数 量	税 目	税 率	税 額
							円
執行 機 関 名				差 押 年 月 日	又 は 事 件 名		

(調理要領)

- 一 この通知書は、地方税法第13条の3第1項の規定に該当する場合において、同条第2項の規定に基づき特別徴収義務者に対する通知のために使用し、「強制換価の場合の軽油引取税の徴収通知書（執行機関用）」と併せて複写により作成すること。
- 二 強制換価の場合の県たばこ税の徴収の通知においては、「軽油引取税」を「県たばこ税」に、「~~差~~」を「~~差~~」に改めること。
- 三 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第 6 号の 3 様式 (第 8 条の 3 関係)

徴 収 通 知 書						第	号				
(質権者又は抵当権者)						年	月	日			
様						福岡県 県税事務所長 印					
<p>地方税法第14条の16第4項の規定により、下記の徴収金額をあなたが強制換価手続において配当を受けるべき金額のうちから徴収しますので、通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>											
納 税 者	住(居)所										
	氏 名										
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年月分 調定事由 連番	納期限 法定納期限等	税 額	※ 延滞金額	加算金額	摘要		
						円	法律による金額 円	円			
							法律による金額				
							法律による金額				
※滞納処分費(法律による金額)				円							
本書作成の日までに徴収すべき金額				千	百	十	万	千	百	十	円
徴 収 金 額		「地方税法第14条の16第2項第1号の金額」から「地方税法第14条の16第2項第2号の金額」を差し引いた金額									
担 保 財 産											
理 由											

注 ※印の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

備考 1 この通知書は、地方税法第14条の16第4項の規定により質権者又は抵当権者に通知するために使用すること。

2 「滞納金額」の欄には、地方税法第14条の16第1項に規定する譲渡に係る財産につき、譲渡前に設定された質権又は抵当権のその設定の登記がされた日前に法定納期限等のある滞納金額を記載すること。

3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六号の六様式を次のように改める。

第 6 号 の 6 様 式 (第 8 条 の 4 関 係)

譲渡担保権者に対する告知書										第	号	
(譲渡担保権者)										年	月	日
様												
福岡県 県税事務所長										印		
<p>あなたは、地方税法第14条の18第2項の規定により、納税者（特別徴収義務者）の滞納金額のうち下記の金額を納付しなければならないこととなりましたので、告知します。 なお、下記金額のほか完納の日まで地方税法に基づく延滞金が増加されます。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>												
納 税 者 (特 別 徴 収)	住(居)所											
	氏名											
滞 納 金 額	年度	税目	課税番号	年月分 <small>測定事由 連番</small>	納期限 <small>法定納期限等</small>	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要			
						円	法律による金額 円	円				
								法律による金額				
								法律による金額				
	※滞納処分費（法律による金額）							円				
本書作成の日までに徴収すべき金額					千	百	十	万	千	百	十	円
上記納税者(特別徴収義務者)の滞納金額のうち、あなたが納付すべき金額					納付の期限		納付場所					
円					年 月 日							
譲渡担保権者が物的納税責任を負う根拠規定												
譲 渡 担 保 財	名 称	数 量	性 質	所 在								
理 由												
摘 要												

注 1 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。
 2 本書を発送の日から10日を経過した日までに完納されないときは譲渡担保財産を差押えます。
 3 延滞金額は県税事務所を確認してください。

備考 1 地方税法第14条の18第2項の文書に使用する。
 2 3部作成し、第1紙は控えとして伺い欄を設け、第2紙は通知用とし、第3紙には第6号の7様式を用いて、作成すること。
 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第七号様式を次のように改める。

第7号様式（第9条関係）

徴収猶予申請書

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

住(居)所

申請者 氏 名

印

電話 番 号

個人番号又は

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

地方税法第15条第 項第 号（第5号の場合、第 号類似）の規定により、以下のとおり徴収猶予を申請します。

納付(納入)すべき金額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	摘要
				調定事由	連番						
							円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
合 計											

上記の金額のうち、徴収猶予を受けようとする金額

猶予該当事実の詳細

一時に納付(納入)することができない事情の詳細

猶 予 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

納付(納入)計画	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額
			円		円	
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円

担 保 有 担保財産の詳細又は提供できない特別の事情
 無

注 1 「個人番号又は法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律27号）第2条第5項及び第15項に規定する個人番号又は法人番号を右詰で記入してください。
 2 地方税法第15条第2項の規定による徴収猶予の申請については、「猶予該当事実の詳細」欄の記載は必要ありません。
 3 この申請書に、福岡県税条例第13条の2第2項又は第4項に定める書類を添付し、提出してください。

第八号の二様式を次のように改める。

第 8 号の 2 様式 (第 9 条関係)

徴 収 猶 予 期 間 延 長 申 請 書

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

住 (居) 所

申請者 氏 名

印

電 話 番 号

個人番号又は
法人番号

Grid for personal or corporate number

年 月 日付けで徴収猶予を受けた滞納税額について、下記理由により、徴収猶予の期間の延長を申請します。

なお、この期間の延長を受けた場合には、違約なく納付 (納入) すること及び新たな税金を滞納しないことを誓約します。

Table with columns: 徴収猶予期間延長申請金額, 年度, 税目, 課税番号, 年月分 (調定事由, 連番), 納期限, 税額, 延滞金額, 加算金額, 滞納処分費, 摘要. Includes a total row (合計).

猶予期間内に猶予を受けた金額を納付 (納入) することができない理由

延 長 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

Table for payment plan with columns: 納付 (納入) 計画, 年 月 日, 納付 (納入) 金額. Includes a total row.

担 保 有 無 担保財産の詳細又は提供できない特別の事情

注 1 「個人番号又は法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律27号) 第2条第5項及び第15項に規定する個人番号又は法人番号を右詰で記入してください。
2 この申請書に、福岡県税条例第13条の2第4項に定める書類を添付し、提出してください。

第十号の二様式を次のように改める。

第10号の2様式（第10条関係）

担 保 解 除 通 知 書（謄本）

年 月 日

様

福岡県 県税事務所長 印

年度 税に係る地方団体の徴収金として確定しているものの合計
金 円及び未確定の延滞金額について による納税担保として
提供された下記担保物件は、 によりこれを解除したので通知します。

物件の表示「別紙のとおり」

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福
岡県知事」に改めること。

第十号の八様式を次のように改める。

第10号の8様式（第10条の2関係）

保 全 担 保 提 供 命 令 書				第 号
(納税者（特別徴収義務者）)				年 月 日
様				福岡県 県税事務所長 印
<p>あなたは 税（ 年 月分）を滞納しており、今後あなたに課すべき 税につ いて、その徴収を確保することができないと認められることから、地方税法第16条の3第1項（第144条の20第 1項）の規定により、下記のとおり担保の提供を命じます。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡 県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税 事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませ ん。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県 を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、 この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審 査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過 した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上 記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても 審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>				
担 保 の 内 容	担保される 県 税	年 月 日以後に課される 税		
	担保される金額	円	担保される期間	自 年 月 日 至 年 月 日
	担保の 種 類	地方税法第16条第1項各号に掲げるもので上記金額を担保するに足りるものを提出してくだ さい。なお、第三者の所有するものであってもさしつかえありません。		
担 保 の 提 供 期 限		年 月 日限		
備 考	<p>1 担保される金額の算出根拠は次のとおりです。</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>① 担保の提供手続又は添付書類は、地方税法施行令第6条の10及び福岡県税条例施行規則第10条の2 によること。 ② 担保（地方税法第144条の20の規定に基づく担保を除く。）の解除条件については、地方税法第16条 の3第7項及び同条第8項を参照のこと。</p>			
備考	<p>1 この命令書は、地方税法第16条の3第1項又は第144条の20第1項の規定に基づき、その時以後に課すべき県 税を担保するために、あらかじめ担保の提供を命ずる場合に使用すること。 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「な お、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長 を経由して提出することとしてください。」を削ること。</p>			

第十号の十一様式を次のように改める。

第10号の11様式 (第10条の2関係)

保全担保に係る抵当権設定通知書		第	号
(納税者 (特別徴収義務者))		年	月
様		日	
福岡県		県税事務所長	印
<p>年 月 日付けで保全担保提供命令書により命令した担保の提供がありませんので、下記のとおり、あなたの財産について抵当権を設定します。 地方税法第16条の3第4項の規定により通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			
抵当権の内容	担保される	年 月 日以後に課される	
	県 税	税	
	担保される金額	円	

備考 1 抵当権の解除条件については、地方税法第16条の3第6項及び第7項を参照のこと。
 2 この通知書は、地方税法第16条の3第1項の規定に基づき、保全担保の提供を命じたにもかかわらず、特別徴収義務者等が指定期限までに当該担保を提供しないときに同条第4項及び第5項の規定により、その者の財産上に抵当権を設定する場合に使用する。
 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。」を削ること。

第十号の十五様式を次のように改める。

第10号の15様式 (第10条の3関係)

保 全 差 押 金 額 決 定 通 知 書 第 号			
<p>(納税者 (特別徴収義務者))</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">福岡県 県税事務所長 印</p> <p>下記の理由により、保全差押金額を決定しましたので、地方税法第16条の4第2項の規定により通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			
保 全 差 押 金 額	年 度	税 目	金 額
			円
理 由			
備 考	<p>1 この通知書交付後担保又は金銭の提供がないときは直ちに差押えをします。(地方税法第16条の4第3項)</p> <p>2 差押え後担保を提供して差押えの解除を請求したとき若しくはこの通知をしたときから6月を経過した日までに徴収金の額が決定しないとき又は所長が必要がなくなったと認めるときは、差押えを解除します。(地方税法第16条の4第4項又は第5項)</p> <p>3 差押財産の換価は、徴収金の額が決定した後でなければいたしません。(地方税法第16条の4第8項)</p>		

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。」を削ること。

第十号の十五様式の次に次の一様式を加える。

第10号の16様式 (第11条関係)

差 押 解 除 申 請 書

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

住 (居) 所

氏 名

印

下記の財産について、差押の解除を申請します。

納税者 <small>特別徴収者</small>	住 (居) 所	
	氏 名	
差押の解除を受けようとする理由		
差押の解除を受けようとする財産	名称、数量、性質、所在、その他	差 押 年 月 日
備 考		

第十一号様式を次のように改める。

第11号様式その1 (第12条関係) (納税者(特別徴収義務者)用)

徴 収 猶 予 許 可 通 知 書										第	号			
納税者(特別徴収義務者) 様										年	月	日		
福岡県 県税事務所長										印				
<p>年 月 日付で徴収猶予の申請があったあなたの県徴収金については、下記のとおり徴収猶予を許可したので、地方税法第15条の2の2第1項の規定により通知します。</p> <p>なお、徴収猶予を許可しなかった一部の県徴収金がある場合は直ちに納付(納入)してください。</p> <p>また、同法第15条の3第1項各号に規定する取消事由が生じたときは、許可を取り消すことがあります。</p> <p>この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。</p>														
納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所													
	氏名													
徴収猶予金額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由 連番		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	計				
							円	法律による金額 円	円	円				
	※滞納処分費(法律による金額)										円			
合 計							千	百	十	万	千	百	十	円
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間				該当条項	地方税法第15条第 項第 号							
納付(納入)方法	年 月 日	納付(納入)金額		年 月 日	納付(納入)金額		年 月 日	納付(納入)金額						
		円			円			円						
		円			円			円						
		円			円			円						
担 保														
申請内容の一部を許可しない場合の理由														

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが、認められる場合があります。

- 備考 1 この通知書は、地方税法第15条第1項又は第2項の規定により徴収猶予をしたときに使用すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第十一号様式を第十一号様式その一とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第11号様式その2（第12条関係）（保証人等用）

徴 収 猶 予 許 可 通 知 書 第 号										
年 月 日										
保証人等 様										
福岡県 県税事務所長 印										
下記のとおり徴収猶予を許可したので通知します。										
納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所									
	氏名									
徴収猶予金額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由 連番		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	計
							円	法律による金額 円	円	円
	※滞納処分費（法律による金額）									
合 計							千 百 十 万 千 百 十 円			
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間				該当条項	地方税法第15条第 項第 号			
納付(納入)方法	年 月 日	納付(納入)金額		年 月 日	納付(納入)金額		年 月 日	納付(納入)金額		
		円			円			円		
		円			円			円		
		円			円			円		
担 保										
申請内容の一部を許可しない場合の理由										

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。
 備考 1 この通知書は、徴収猶予をした旨を保証人又は担保財産の所有者（納税者及び特別徴収義務者を除く。）に対して通知する場合に使用すること。
 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第十一号の三様式を次のように改める。

第11号の3様式 (第12条関係)

年 月分 軽油引取税徴収猶予許可（不許可）通知書				
申請者	氏名又は名称	登録番号		事業者コード
	並びに代表者名			
	住所又は所在地			
				第 年 月 日 印
福岡県				県税事務所長
年 月 日付けで申請のあった軽油引取税の徴収猶予について、下記のとおり決定したので、通知します。				
教示 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。				
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。				
区 分		税 額	納 入 方 法	申告期限
① 申告納入額・計 (②+③)		円	/	年 月 日
② 納期内納入分	納期限 年 月 日	円	/	徴する担保及び提供者並びに期限等
③ 徴収猶予分		円	/	
徴収猶予の期間及び日数		③ の 内 訳	/	
1月 猶予	. . から . . まで	日 円	1 現金 2 手形 (県内) 3 手形 (県外) 4 小切手	
2月 猶予	. . から . . まで	日 円		
※ 処 理 事 項				
判 定	<input type="checkbox"/> 許 可 <input type="checkbox"/> 不 許 可	担 保	<input type="checkbox"/> 徴 する <input type="checkbox"/> 徴 しない	備考（不許可の場合の理由等）

注 1 地方税法第15条の3第1項各号に規定する取消理由が生じたときは、許可を取り消すことがあります。
 2 徴収猶予を許可していないものについては、速やかに納めてください。

第十二号様式を次のように改める。

第12号様式その1 (第12条関係) (納税者(特別徴収義務者)用)

徴収猶予(期間延長)不許可通知書	第	号
年	月	日
様		
福岡県	県税事務所長	印
<p>年 月 日付けで徴収猶予(期間延長)の申請があったあなたの県徴収金については、下記の理由により徴収猶予(期間延長)を許可できませんので、納付(納入)してください。</p> <p>なお、上記申請に係る金額(金 円)は直ちに へ納付(納入)してください。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理 由</p>		

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第十二号様式を第十二号様式その一とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第12号様式その2（第12条関係）（保証人等用）

徴収猶予（期間延長）不許可通知書	第	号	
	年	月	日
保証人等	様		
	福岡県	県税事務所長	印
下記の理由により徴収猶予（期間延長）を不許可としましたので通知します。			
記			
理 由			

- 備考 1 この通知書は、徴収猶予（期間延長）を不許可とした旨を保証人又は担保財産の所有者（納税者及び特別徴収義務者を除く。）に対して通知する場合に使用すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第十二号の二様式を次のように改める。

第12号の2様式その1 (第12条関係) (納税者(特別徴収義務者)用)

徴 収 猶 予 期 間 延 長 許 可 通 知 書										第	号	
納税者(特別徴収義務者)										年	月	日
様												
福岡県										県税事務所長		印
<p>年 月 日付で徴収猶予の期間延長の申請があったあなたの県徴収金については、下記のとおり延長を許可したので、地方税法第15条の2の2第1項の規定により通知します。</p> <p>なお、徴収猶予を許可しなかった一部の県徴収金がある場合は、徴収猶予の当初の期間後、直ちに納付(納入)してください。</p> <p>また、同法第15条の3第1項各号に規定する取消事由が生じたときは、許可を取り消すことがあります。この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。</p>												
納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所											
	氏名											
徴収猶予期間延長金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限	税額	※延滞金額 法律による金額 円	加算金額	計		
				調定事由	連番							
※滞納処分費(法律による金額)												円
合 計												円
延長期間			年 月 日から			年 月 日まで			月間			
納付(納入)方法	年 月 日	納付(納入)金額		年 月 日	納付(納入)金額		年 月 日	納付(納入)金額				
		円			円			円				
		円			円			円				
		円			円			円				
担 保												
申請内容の一部を許可しない場合の理由												

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが、認められる場合があります。

- 備考 1 この通知書は、地方税法第15条第4項の規定により徴収猶予の期間を延長したときに使用すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第十二号の二様式を第十二号の二様式その一とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第12号の2様式その2（第12条関係）（保証人等用）

徴収猶予期間延長許可通知書										第	号			
保証人等										年	月	日		
様														
福岡県										県税事務所長		印		
下記のとおり徴収猶予の期間延長を許可したので通知します。														
納税者 (特別徴収義務者)	住(居)所													
	氏名													
徴収猶予期間延長金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限	税額	※延滞金額 法律による金額 円	加算金額 円	計 円				
				調定事由	連番									
※滞納処分費（法律による金額）							円							
合 計							千	百	十	万	千	百	十	円
延長期間			年 月 日から 年 月 日まで 月間											
納付(納入)方法	年月日	納付(納入)金額		年月日	納付(納入)金額		年月日	納付(納入)金額						
		円			円			円						
		円			円			円						
		円			円			円						
担 保														
申請内容の一部を許可しない場合の理由														

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。
備考 1 この通知書は、徴収猶予の期間延長をした旨を保証人又は担保財産の所有者（納税者及び特別徴収義務者を除く。）に対して通知する場合に使用すること。
2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第十四号様式を次のように改める。

第14号様式その1（第12条関係）（納税者（特別徴収義務者）用）

徴 収 猶 予 取 消 通 知 書										第	号
納税者（特別徴収義務者）							年 月 日				
様										福岡県 県税事務所長 印	
<p style="text-align: center;">年 月 日付けで徴収猶予を許可したあなたの県徴収金については、下記の理由により徴収猶予を取り消したので、直ちに納付（納入）してください。</p> <p style="text-align: center;">地方税法第15条の3第3項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。</p>											
納 税 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	住（居）所										
	氏 名										
徴 収 猶 予 取 消 額	年度	税 目	課税番号	年 月 分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	計	
			調定事由 連番		円 法律による金額 円						
	※滞納処分費（法律による金額）						円				
合 計						千 百 十 万		千 百 十		円	
徴 収 猶 予 期 間			年 月 日から 年 月 日まで 月間								
該 当 条 項			地方税法第15条の3第1項第 号								
取 消 理 由											

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが、認められる場合があります。

- 備考 1 この通知書は、地方税法第15条の3第1項の規定により徴収猶予を取り消したとき、納税者又は特別徴収義務者に対して通知する場合に使用すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとして下さい。」を削ること。

第十四号様式を第十四号様式その一とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第14号様式その2（第12条関係）（保証人等用）

徴 収 猶 予 取 消 通 知 書										第	号		
保証人等										年	月	日	
様													
福岡県										県税事務所長		印	
下記のとおり徴収猶予を取り消したので通知します。													
納 税 者 (義 務 者 特 別 徴 収)	住(居)所												
	氏名												
徴 収 猶 予 取 消 額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	計			
	調定事由		連番		円						法律による金額	円	円
	※滞納処分費（法律による金額）						円						
合 計						千	百	十	万	千	百	十	円
徴 収 猶 予 期 間			年 月 日 から			年 月 日 まで			月 間				
該 当 条 項			地方税法第15条の3第1項第 号										
取 消 理 由													

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この通知書は、徴収猶予を取り消した旨を保証人又は担保財産の所有者（納税者及び特別徴収義務者を除く。）に対して通知する場合に使用すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第十四号の六様式を次のように改める。

第14号の16様式（第12条の3関係）

滞 納 処 分 停 止 取 消 通 知 書		第	号
		年	月 日
様 福岡県 県税事務所長 印 あなたに係る下記徴収金については、 年 月 日付第 号をもって滞納処分 を停止していましたが、本日その停止処分を取り消しましたので、地方税法第15条の8第2項の規定に より通知します。 なお、本徴収金は、 年 月 日までに 県税事務所に納めてください。 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。			

滞 納 者	住(居)所		
	氏名		職 業

滞 納 処 分 停 止 額	年度	税 目	課税番号	年月分 調定事由 連番	納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要
※滞納処分費（法律による金額）				円					
本書作成の日までに徴収すべき金額				千 百 十 万 千 百 十 円					

滞 納 処 分 停 止 取 消 額	年度	税 目	課税番号	年月分 調定事由 連番	納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要
※滞納処分費（法律による金額）				円					
本書作成の日までに徴収すべき金額				千 百 十 万 千 百 十 円					

取 消 事 由	
------------------	--

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが、認められる場合があります。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第十四号の六様式を第十四号の十六様式とする。
第十四号の五様式を次のように改める。

第14号の15様式（第12条の3関係）

滞 納 処 分 停 止 通 知 書						第	号			
						年	月	日		
様										
						福岡県	県税事務所長	印		
<p>あなたにかかる下記徴収金について、地方税法第15条の7の規定を適用して一時滞納処分を停止します。 なお、地方税法第15条の8に該当するときは、この処分を取り消します。</p>										
滞 納 者	住(居)所									
	氏 名			職 業						
滞 納 金 額	課税番号	年度	年月分	税 目	税 額	加算金額	摘 要			
					円	円				
本書作成の日までに徴収すべき金額						万	千	百	十	円
以上のほか延滞金、滞納処分費についても停止します。										
備 考										

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第十四号の五様式を第十四号の十五様式とする。
第十四号の四様式を次のように改める。

第14号の7様式その1 (第12条の2、12条の2の2関係) (滞納者用)

換 価 猶 予 取 消 通 知 書										第	号		
滞納者										年 月 日			
様													
福岡県										県税事務所長			
印													
<p style="text-align: center;">年 月 日付で換価猶予を許可したあなたの県徴収金については、下記の理由により換価猶予を取り消したので、直ちに納付（納入）してください。</p> <p style="text-align: center;">地方税法第15条の5の3第2項・第15条の6の3第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。</p>													
滞 納 者	住（居）所												
	氏 名												
換 価 猶 予 取 消 額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	計			
	調定事由		連番		円						法律による金額	円	円
	※滞納処分費（法律による金額）						円						
合 計						千	百	十	万	千	百	十	円
換 価 猶 予 期 間			年 月 日から 年 月 日まで 月間										
該 当 条 項			地方税法第15条の5の3第2項・第15条の6の3第2項（同法第15条の3第1項第号準用）										
取 消 理 由													

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが、認められる場合があります。

- 備考 1 この通知書は、地方税法第15条の5の3第2項又は同法第15条の6の3第2項の規定により、換価の猶予を取り消したとき、滞納者に対して通知する場合に使用する。
- 2 「法第15条の5の3第2項・第15条の6の3第2項」のうちいずれか不要の文言を抹消すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第十四号の四様式を第十四号の七様式その一とする。
第十四号の三様式を次のように改める。

第14号の6様式その1 (第12条の2関係) (滞納者用)

換 価 猶 予 期 間 延 長 通 知 書							第	号		
滞納者							年	月	日	
様										
福岡県							県税事務所長	印		
<p style="text-align: center;">年 月 日付で換価猶予をしたあなたの県徴収金について、下記のとおりその期間を延長したので、地方税法第15条の5の2第3項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">下記分納金額を確実に納付（納入）し、新たに県徴収金を滞納しないよう留意してください。</p>										
滞納者	住（居）所									
	氏 名									
換 価 猶 予 期 間 延 長 金 額	年度	税 目	課税番号	年月分 調定事由 連番		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	計
							円	法律による金額 円	円	円
	※滞納処分費（法律による金額）									
合 計							千 百 十 万 千 百 十 円			
延 長 期 間		年 月 日 から			年 月 日 まで			月 間		
納 付 （ 納 入 ） 方 法	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額				
		円		円		円				
		円		円		円				
		円		円		円				
担 保										
適 用										

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この通知書は、地方税法第15条の5第2項の規定により換価の猶予の期間延長をしたときに使用すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第十四号の三様式を第十四号の六様式その一とする。
第十四号の二様式を次のように改める。

第14号の5様式その1 (第12条の2関係) (滞納者用)

換 価 猶 予 通 知 書										第	号									
滞納者										年	月	日								
様																				
福岡県										県税事務所長		印								
<p>あなたの滞納に係る県徴収金について、下記のとおり換価猶予をしますので、地方税法第15条の5の2第3項の規定により通知します。</p> <p>下記分納金額を確実に納付(納入)し、新たに県徴収金を滞納しないよう留意してください。</p>																				
滞納者	住(居)所																			
	氏名																			
換 価 猶 予 金 額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	計										
				調定事由	連番						円	法律による金額	円	円						
※滞納処分費(法律による金額)													円							
合 計													千	百	十	万	千	百	十	円
猶予期間		年 月 日から				年 月 日まで				月間	該当条項	地方税法第15条の5第1項								
納 付 (納 入) 方 法	年 月 日	納付(納入)金額			年 月 日	納付(納入)金額			年 月 日	納付(納入)金額										
		円				円				円										
		円				円				円										
		円				円				円										
担 保																				
適 用																				

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この通知書は、地方税法第15条の5第1項の規定により換価の猶予をしたときに使用すること。
 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第十四号の二様式を第十四号の五様式その一とする。
第十四号様式その二の次に次の四様式を加える。

第14号の2様式その1 (第12条関係) (本人用)

徴収（換価）猶予の納付計画変更通知書						第	号	
						年	月	日
様								
福岡県						県税事務所長		印
<p>年 月 日付けで徴収（換価）猶予を許可したあなたの県徴収金について、下記のとおり納付又は納入方法を変更したので、福岡県税条例第13条第4項・第13条の3・第13条の5第2項の規定により通知します。</p> <p>下記分納金額を確実に納付（納入）し、新たに県徴収金を滞納しないよう留意してください。</p> <p>なお、地方税法第15条の3第1項各号、第15条の5の3第2項・第15条の6の3第2項において読み替えて準用する地方税法第15条の3第1項各号に規定する取消事由が生じたときは、許可を取り消すことがあります。</p>								
住（居）所								
氏 名								
猶 予 期 間		年 月 日から		年 月 日まで		月間		
納付（納入）方法 （変更前）	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		
納付（納入）方法 （変更後）	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		
担 保								
摘 要								

- 備考 1 「徴収（換価）」のうち不要の文言を抹消すること。
 2 「第13条第4項・第13条の3・第13条の5第2項」のうち不要の文言を抹消すること。
 3 「第15条の3第1項各号、第15条の5の3第2項・第15条の6の3第2項において読み替えて準用する地方税法第15条の3第1項各号」のうち不要の文言を抹消すること。
 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第14号の2様式その2 (第12条関係) (保証人等用)

徴収(換価)猶予の納付計画変更通知書		第	号			
保証人等		年	月 日			
様						
福岡県		県税事務所長	印			
下記のとおり納付又は納入方法を変更したので通知します。						
住(居)所						
氏名						
猶予期間	年 月 日から		年 月 日まで 月間			
納付(納入)方法 (変更前)	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円
納付(納入)方法 (変更後)	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円
担保						
摘要						

- 備考 1 「徴収(換価)」のうち不要の文言を抹消すること。
 2 この通知書は、納付又は納入方法の変更をした旨を保証人又は担保財産の所有者(納税者及び特別徴収義務者又は滞納者を除く。)に対して通知する場合に使用すること。
 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第14号の3様式（第12条関係）

徴収猶予（期間延長）申請書及び添付書類に関する補正通知書		第	号
納税者（特別徴収義務者）		年	月 日
様			
	福岡県	県税事務所長	印
<p>年 月 日付けで提出された徴収猶予（期間延長）申請書について、記載事項及び添付書類について不備がありますので、地方税法第15条の2第7項の規定により通知します。</p> <p>下記「補正内容」に従い、この通知書を受領した日の翌日から起算して20日以内に補正を行ってください。</p> <p>なお、この通知書を受領した日の翌日から起算して20日以内にこれらの書類の補正が行われない場合には、同法第15条の2第8項の規定により、当該期間を経過した日において徴収猶予（期間延長）の申請は取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。</p>			
補正を求める書類	補 正 内 容		

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第14号の4様式（第12条関係）

徴収猶予（期間延長）申請のみなし取下げ通知書	第 号
納税者（特別徴収義務者）	年 月 日
様	
福岡県 県税事務所長	印
<p>年 月 日付け「徴収猶予（期間延長）申請書及び添付書類に関する補正通知書」により求めた徴収猶予（期間延長）申請書及びその添付書類の補正が期限までにされなかったことから、地方税法第15条の2第8項の規定により取り下げたものとみなしましたので通知します。</p> <p>下記の県徴収金を直ちに納付（納入）してください。</p>	

納付（納入）すべき金額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	計
				調定事由	連番					
							円	法律による金額 円	円	円
	※滞納処分費（法律による金額）									円
	合 計						千 百 十 万	千 百 十		円

補正がされなかった事項	
-------------	--

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。
備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第十四号の五様式その一の次に次の一様式を加える。

第14号の5様式その2 (第12条の2関係) (保証人等用)

換 価 猶 予 通 知 書										第	号			
保証人等										年	月	日		
様														
福岡県										県税事務所長		印		
下記のとおり換価猶予をしますので通知します。														
滞 納 者	住(居)所													
	氏名													
換 価 猶 予 金 額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	計				
				調定事由	連番								円	法律による金額 円
	※滞納処分費 (法律による金額)												円	
合 計							千	百	十	万	千	百	十	円
猶 予 期 間		年 月 日 から				年 月 日 まで			月 間	該 当 条 項	地方税法第15条の5第1項			
納 付 （ 納 入 ） 方 法	年 月 日	納 付 (納 入) 金 額			年 月 日	納 付 (納 入) 金 額			年 月 日	納 付 (納 入) 金 額				
		円				円				円				
		円				円				円				
		円				円				円				
担 保														
適 用														

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この通知書は、換価猶予をした旨を保証人又は担保財産の所有者（滞納者を除く。）に対して通知する場合に使用すること。
 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第十四号の六様式その一の次に次の一様式を加える。

第14号の6様式その2（第12条の2関係）（保証人等用）

換 価 猶 予 期 間 延 長 通 知 書							第	号						
保証人等							年	月	日					
様														
福岡県							県税事務所長							
							印							
下記のとおり換価猶予の期間を延長したので通知します。														
滞 納 者	住（居）所													
	氏 名													
換 価 猶 予 期 間 延 長 金 額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	計				
				調定事由	連番							円	法律による金額 円	円
	※滞納処分費（法律による金額）										円			
	合 計							千	百	十	万	千	百	十
延 長 期 間		年 月 日 から			年 月 日 まで			月 間						
納 付 （ 納 入 ） 方 法	年 月 日	納付（納入）金額		年 月 日	納付（納入）金額		年 月 日	納付（納入）金額						
		円			円			円						
		円			円			円						
		円			円			円						
担 保														
適 用														

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。
 備考 1 この通知書は、換価猶予の期間延長をした旨を保証人又は担保財産の所有者（滞納者を除く。）に対し通知する場合に使用すること。
 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第十四号の七様式その一の次に次の十一様式を加える。

第14号の7様式その2 (第12条の2関係) (保証人等用)

換 価 猶 予 取 消 通 知 書 第 号										
保証人等		様						年	月	日
								福岡県	県税事務所長	印
下記のとおり換価猶予を取り消したので通知します。										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
換価猶予取消額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	計
				調定事由	連番					
	※滞納処分費 (法律による金額)									
合 計							千	百	十	円
換価猶予期間		年 月 日から			年 月 日まで			月間		
該 当 条 項		地方税法第15条の5の3第2項・第15条の6の3第2項 (同法第15条の3第1項第 号 準用)								
取 消 理 由										

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 「第15条の5の3第2項・第15条の6の3第2項」のうちいずれか不要の文言を抹消すること。
 2 この通知書は、換価猶予を取り消した旨を保証人又は担保財産の所有者(滞納者を除く。)に対して通知する場合に使用すること。
 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第14号の8様式 (第12条の2の2関係)

換 価 猶 予 申 請 書

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

住(居)所

申請者 氏 名 印

電話 番号

個人番号又は
法人番号

地方税法第15条の6第1項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

納付(納入)すべき金額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	摘要	
				調定事由	連番							
							円	法律による金額 円	円	法律による金額 円		
	合 計											

上記の金額のうち、換価猶予を受けようとする金額

一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

猶 予 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

納付(納入)計画	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額
			円		円	
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円

担 保 有 担保財産の詳細又は提供できない特別の事情

無

注 1 「個人番号又は法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律27号)第2条第5項及び第15項に規定する個人番号又は法人番号を右詰で記入してください。

2 この申請書に、福岡県税条例第13条の6第2項に定める書類を添付し、提出してください。

第14号の9様式 (第12条の2の2関係)

換 価 猶 予 期 間 延 長 申 請 書

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

申請者 住(居)所
氏 名 印
電 話 番 号

年 月 日付けで換価猶予を受けた滞納税額について、下記理由により、換価猶予の期間の延長を申請します。
なお、この期間の延長を受けた場合には、違約なく納付(納入)すること及び新たな税金を滞納しないことを誓約します。

換価猶予期間延長申請金額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	摘要
				調定事由	連番						
							円 法律による金額		円 法律による金額		
合 計											

猶予期間内に猶予を受けた金額を納付(納入)することができない理由

延 長 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

納付(納入)計画	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円

担 保 有 無 担保財産の詳細又は提供できない特別の事情

注 この申請書に、福岡県税条例第13条の6第2項に定める書類を添付し、提出してください。

第14号の10様式その1 (第12条の2の2関係) (滞納者用)

換 価 猶 予 許 可 通 知 書 第 号												
滞納者			様				年 月 日					
			福岡県 県税事務所長				印					
<p>年 月 日付で換価猶予の申請があったあなたの県徴収金については、下記のとおり換価猶予を許可したので、地方税法第15条の6の2第3項の規定により通知します。</p> <p>なお、換価猶予を許可しなかった一部の県徴収金がある場合は直ちに納付(納入)してください。</p> <p>また、同法第15条の6の3第2項において読み替えて準用する同法第15条の3第1項各号に規定する取消事由が生じたときは、許可を取り消すことがあります。</p> <p>この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。</p>												
滞納者	住(居)所											
	氏名											
換価猶予金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	計		
				調定事由	連番							円
※滞納処分費(法律による金額)				円								
合 計					千	百	十	万	千	百	十	円
猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間				該当条項		地方税法第15条の6第1項				
納付(納入)方法	年 月 日	納付(納入)金額		年 月 日	納付(納入)金額		年 月 日	納付(納入)金額				
		円			円			円				
		円			円			円				
		円			円			円				
担 保												
申請内容の一部を許可しない場合の理由												

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが、認められる場合があります。

- 備考 1 この通知書は、地方税法第15条の6第1項の規定により換価の猶予をしたときに使用すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第14号の10様式その2（第12条の2の2関係）（保証人等用）

換 価 猶 予 許 可 通 知 書										第	号			
保証人等										年	月	日		
様														
福岡県										県税事務所長		印		
下記のとおり換価猶予を許可したので通知します。														
滞 納 者	住（居）所													
	氏 名													
換 価 猶 予 金 額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	計				
				調定事由	連番								円	法律による金額 円
	※滞納処分費（法律による金額）											円		
合 計							千	百	十	万	千	百	十	円
猶 予 期 間		年 月 日 から				年 月 日 まで			月間	該当条項	地方税法第15条の6第1項			
納 付 （ 納 入 ） 方 法	年 月 日	納付（納入）金額			年 月 日	納付（納入）金額			年 月 日	納付（納入）金額				
		円				円				円				
		円				円				円				
		円				円				円				
担 保														
申請内容の一部を許可しない場合の理由														

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この通知書は、換価猶予を許可した旨を保証人又は担保財産の所有者（滞納者を除く。）に対して通知する場合に使用すること。
 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第14号の11様式その1 (第12条の2の2関係) (滞納者用)

換価猶予 (期間延長) 不許可通知書	第	号
滞納者	年	月
様	日	
福岡県	福岡県	県税事務所長 印
<p>年 月 日付けで換価猶予 (期間延長) の申請があったあなたの県徴収金については、下記の理由により換価猶予 (期間延長) を許可できませんので、納付 (納入) してください。</p> <p>地方税法第15条の6の2第3項の規定により通知します。</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		
記		
理 由		

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第14号の11様式その2（第12条の2の2関係）（保証人等用）

換価猶予（期間延長）不許可通知書	第	号	
	年	月	日
保証人等	様		
	福岡県	県税事務所長	印
<p>下記の理由により換価猶予（期間延長）を不許可としましたので通知します。</p> <p style="margin-top: 100px;">記</p> <p>理 由</p>			

備考 1 この通知書は、換価猶予（期間延長）を不許可とした旨を保証人又は担保財産の所有者（滞納者を除く。）に対して通知する場合に使用すること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第14号の12様式その1 (第12条の2の2関係) (滞納者用)

換 価 猶 予 期 間 延 長 許 可 通 知 書							第	号		
滞納者							年	月	日	
様										
福岡県							県税事務所長		印	
<p>年 月 日付けで換価猶予の期間延長の申請があったあなたの県徴収金については、下記のとおり延長を許可したので、地方税法第15条の6の2第3項の規定により通知します。</p> <p>なお、換価猶予を許可しなかった一部の県徴収金がある場合は、換価猶予の当初の期間後、直ちに納付(納入)してください。</p> <p>また、同法第15条の6の3第2項において読み替えて準用する同法第15条の3第1項各号に規定する取消事由が生じたときは、許可を取り消すことがあります。</p> <p>この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。</p>										
滞 納 者	住(居)所									
	氏 名									
換 価 猶 予 期 間 延 長 金 額	年度	税 目	課税番号	年 月 分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	計
				調定事由	連番					
								円 法律による金額	円	円
								円		
※滞納処分費(法律による金額)				円						
合 計				千 百 十 万 千 百 十 円						
延 長 期 間		年 月 日 から			年 月 日 まで			月 間		
納 付 方 法	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額				
		円		円		円				
		円		円		円				
		円		円		円				
担 保										
申請内容の一部を許可しない場合の理由										

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが、認められる場合があります。

- 備考 1 この通知書は、地方税法第15条の6第3項の規定により換価の猶予の期間延長をしたときに使用すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第14号の12様式その2 (第12条の2の2関係) (保証人等用)

換 価 猶 予 期 間 延 長 許 可 通 知 書										第	号			
保証人等										年	月	日		
様														
福岡県										県税事務所長		印		
下記のとおり換価猶予の期間延長を許可したので通知します。														
滞 納 者	住(居)所													
	氏 名													
換 価 猶 予 期 間 延 長 金 額	年度	税 目	課税番号	年 月 分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	計				
※滞納処分費 (法律による金額)							円							
合 計							千	百	十	万	千	百	十	円
延 長 期 間			年 月 日 から 年 月 日まで 月間											
納 付 (納 入) 方 法	年 月 日	納付(納入)金額			年 月 日	納付(納入)金額			年 月 日	納付(納入)金額				
		円				円				円				
		円				円				円				
		円				円				円				
担 保														
申請内容の一部を許可しない場合の理由														

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この通知書は、換価猶予の期間延長をした旨を保証人又は担保財産の所有者(滞納者を除く。)に対して通知する場合に使用すること。
 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第14号の13様式（第12条の2の2関係）

換価猶予（期間延長）申請書及び添付書類に関する補正通知書 第 _____ 号	
滞納者 _____ 様 _____ 年 _____ 月 _____ 日 福岡県 _____ 県税事務所長 印	
<p>_____ 年 _____ 月 _____ 日付けで提出された換価猶予（期間延長）申請書について、記載事項及び添付書類について不備がありますので、地方税法第15条の6の2第3項の規定により通知します。</p> <p>下記「補正内容」に従い、この通知書を受領した日の翌日から起算して20日以内に補正を行ってください。</p> <p>なお、この通知書を受領した日の翌日から起算して20日以内にこれらの書類の補正が行われない場合には、同法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2第8項の規定により、当該期間を経過した日において換価猶予（期間延長）の申請は取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。</p>	
補正を求める書類	補 正 内 容

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 _____ 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第14号の14様式（第12条の2の2関係）

換価猶予（期間延長）申請のみなし取下げ通知書

第 号

滞納者 年 月 日

様

福岡県 県税事務所長 印

年 月 日付け「換価猶予（期間延長）申請書及び添付書類に関する補正通知書」により求めた換価猶予（期間延長）申請書及びその添付書類の補正が期限までにされなかったことから、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2第8項の規定により取り下げたものとみなしましたので通知します。

下記の県徴収金を直ちに納付（納入）してください。

納付（納入）すべき金額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	計
				調定事由	連番					
							円	法律による金額 円	円	円
	※滞納処分費（法律による金額）									円
	合 計						千 百 十 万	千 百 十		円

補正がされなかった事項

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。
備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第二十一号様式及び第二十一号の二様式を次のように改める。

第21号様式 (第14条の2関係)

第 年 月 日 号

災害等による期限の延長通知書

住所 _____

氏名 _____ 様

印

福岡県 県税事務所長



あなたが、 年 月 日に提出された県税についての期限の延長の申請は、下記のとおり延長します。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

税 目	年 度	期 別	種 別	延長期限	備 考

第21号の2様式（第14条の2関係）

第 年 月 号
年 月 日

災害等による期限の延長の不許可通知書

住所 _____

氏名 _____ 様

印

福岡県 県税事務所長



年 月 日申請のあった期限の延長は、下記の理由により許可できないので通知します。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

理由

第二十三号様式その一から第二十三号様式その六までを次のように改める。

第23号様式その1 (第15条関係)

第 年 月 日 号

県 税 減 免 決 定 通 知 書

申請 年 月 日	申 請 者 (納税義務者)	所 在 地	様
		氏 名 (電話 — —)	

印
福岡県 県税事務所長

さきに申請のあった 税が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

納税通知書番号	年 度	減免前の税額 円	※ 減免される額 円	※ 減免後の税額 円	※ 減免後の税額の期別内訳	
					期	円
					期	円
					期	円

摘要

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第23号様式その2 (第15条関係)

第 年 月 日
 年 月 日

様

福岡県 県税事務所長



商品中古自動車に係る自動車税減免申請について

年 月 日付けの商品中古自動車に係る自動車税の減免申請については、下記の理由により減免の取扱いを行わないことになりましたので、お知らせします。

記

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第23号様式その3 (第15条関係)

申請者	住所	
(納税義務者)	氏名	様

自動車税・自動車取得税減免決定通知書
(身体障害者等に対する減免)

年 月 日申請のあった自動車税・自動車取得税が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

自動車税					自動車取得税	自動車登録 (車両)番号
納税通知書番号 又は照合番号	年度	減免前の 税額	減免される 税額	減免後の 税額	減免 される額	福岡 北九州 久留米 筑豊
		円	円	円	円	
備考						

年 月 日

福岡県

県税事務所長



次の事由が生じたときは、速やかに当事務所にご連絡ください。

- 1 この自動車を使用しなくなったとき又は使用目的を変更したとき。
- 2 身体障害者手帳等の再交付又は記載事項に変更があったとき。
- 3 運転免許の取消し、あるいは条件の変更等があったとき。
- 4 運転者と障害者が同居しなくなったとき。
- 5 その他、減免申請書に記載した事項に変更があったとき。

教示

この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

別紙

教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務局長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第23号様式その4 (第15条関係)

申請者 (納税者) (義務者)	住所	
	氏名	様

自動車税減免決定通知書
(指定自動車教習所に対する減免)

年 月 日申請のあった自動車税が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

納税通知書番号 又は照合番号	年度	減 免 前 の 税 額	減 免 さ れ る 額	減 免 後 の 税 額	減 免 さ れ る 額	自 動 車 登 録 番 号
		円	円	円	円	福 岡 北九州 久留米 筑 豊
備 考						

年 月 日

福岡県

県税事務所長



教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第23号様式その5 (第15条関係)

申請者	住所	
(納税者) (義務者)	氏名	様

自動車税・自動車取得税減免決定通知書
(身体障害者等の利用に供する自動車に対する減免)

年 月 日申請のあった自動車税・自動車取得税が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

自動車税					自動車取得税	自動車登録(車両)番号
納税通知書番号	年度	減免前の税額	減免される税額	減免後の税額	減免される額	福岡 北九州 久留米 筑豊
		円	円	円	円	
備考						

年 月 日

福岡県

県税事務所長



教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第23号様式その6(第15条関係)

第 号
年 月 日

法 人 県 民 税 均 等 割 額 減 免 決 定 通 知 書

申請日 年 月 日	申請者 (納税義務者)	所在地	
		法人名	様

印
福岡県 県税事務所長

さきに申請のあった法人県民税が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

管 理 番 号	均等割額算定期間	減 免 前 の 税 額	減 免 さ れ る 額	減 免 後 の 税 額
		円	円	円

摘 要

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第二十六号様式から第二十七号様式その九までを次のように改める。

第26号様式 (第17条関係)

更正の請求の理由がない旨の通知書		第 号
		年 月 日
様		
福岡県		県税事務所長 <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;">印</div>
年 月 日付で提出された 税の更正の請求 (地方税法第20条の9の3) に対し調査したところ下記の理由により請求の理由がないので通知します。		
<p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		
理		
由		

第27号様式その1 (第18条関係)

(表)
法人の事業税に係る更正決定及び過少申告加算金、不申告加算金、重加算金
県民税に係る更正決定及び過少申告加算金、不申告加算金、重加算金
決定通知書
納額告知書
地方法人特別税

Table with 2 columns: 本店所在地, 法人名, 代表者. Includes a stamp area for the date and location (福岡県 県税事務所長).

下記のとおり更正・決定したので通知します。下記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書により、までに指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、福岡県内の郵便局またはに納付してください。

Table for tax calculation: 申告当初期限今回, 申告日, 期末現在の資本金の額又は出資金の額, 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額, 期末現在の資本金等の額.

Main tax calculation table with columns for 課税標準額, 税率, 税額, 課税標準となる法人税額, 法人税割額, 外国の法人税額等控除額, 仮装経理に基づく控除額, 利子割額の控除額(控除した金額), 差引税額, 納付確定分, 租税条約の実施に係る控除額, 既還付請求利子割額が過大である場合の納付額, 差引増減税額, 事務所等を有していた月数, 均等割, 納付確定分, 差引増減税額, 県民税, 福岡県, 事業税 1, 福岡県, 事業税 2, 福岡県, 差引増減税額. Includes sub-sections for 更正・決定・是認による税額 and 法人事業税・地方法人特別税.

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第27号様式その2 (第18条関係)

県民税利子割 更正・決定 通知書
納額告知書

年 月 日

郵便番号
所在地

名称

特別徴収義務者番号

福岡県 県税事務所長

印

実績年月 利子等の種類	申告期限 申告日 更正請求日	課税標準額	税 額	加 算 金			
		更正・決定額既 確定額 差引増減額(円)	更正・決定額既 確定額 差引増減額(円)	種別	基礎となる税額 (千円)	率 %	加算金額 (円)

指定納期限 年 月 日 納入(付)すべき合計額 円
還付される合計額 円

更正・決定理由	
加算金決定理由	

摘 要	
-----	--

延滞金について

備考 延滞金についての下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第27号様式その3 (第18条関係)

県たばこ税の更正 (決定) 及び加算金決定 通知書
納額告知書

住所 (所在地)

氏名 (名称)

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正 (決定) したので通知します。

年 月 日 印
福岡県 県税事務所長

事業者コード	
指定納期限	

行為年月	区分	本 税		加 算 金			摘要
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率%	
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
				重加算金			⑤
	差引額	①					⑥
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
				重加算金			⑤
	差引額	①					⑥
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
				重加算金			⑤
	差引額	①					⑥
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
				重加算金			⑤
	差引額	①					⑥
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
合計	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
				重加算金			⑤
	差引額	①					⑥
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			

この通知書による不足税額等に延滞金を合計した金額を、同封の納付書によって指定納期限までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、福岡県内の県税事務所に納入 (付) してください。
この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

別紙

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(裏)

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延滞金について

備考 **延滞金について**の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

第27号様式その5 (第18条関係)

自動車取得税に係る更正・決定 通知書
納額告知書

納税義務者	住所			
	氏名		自動車登録 又は届出番号	
自動車取得税	区分	課税標準額	税率	税額
	更正・決定によるもの	円	$\frac{\quad}{100}$	円
	既に納付の確定しているもの		$\frac{\quad}{100}$	
	差引過不足税額			
加算金	区分	過不足税額	率	加算金額
	過少申告加算金額	円	$\frac{\quad}{100}$	円
	不申告加算金額		$\frac{\quad}{100}$	
	重加算金額		$\frac{\quad}{100}$	
	合計			
法定納期限	年 月 日	納付場所	福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局 福岡県 県税事務所	
<p>地方税法第 条第 号の規定により上記のとおり更正、決定したので、上記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書により 年 月 日までに納付してください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: right;">福岡県 県税事務所長</p>				
<p>教示</p> <p>この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。</p> <p>延滞金について</p>				

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

別紙

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第27号様式その6 (第18条関係)

県民税配当割 更正・決定 通 知 書
納額告知書

年 月 日

郵便番号
所在地

名称

印

福岡県 県税事務所長

実績年月	申告期限 申告日 更正請求日	課税標準額	税 額	加 算 金			
		更正・決定額既 確定額 差引増減額(円)	更正・決定額既 確定額 差引増減額(円)	種別	基礎となる税額 (千円)	率 %	加算金額 (円)

指定納期限 年 月 日 納入(付)すべき合計額 円
還付される合計額 円

更正・決定理由	
加算金決定理由	

摘 要	
-----	--

延滞金について

備考 延滞金について の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

(裏)

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第27号様式その7 (第18条関係)

県民税株式等譲渡所得割 更正・決定 通 知 書
納額告知書

年 月 日

郵便番号
所在地

印

名称

福岡県 県税事務所長

実績年月	申告期限 申告日 更正請求日	課税標準額	税 額	加 算 金			
		更正・決定額 既確定額 差引増減額(円)	更正・決定額 既確定額 差引増減額(円)	種別	基礎となる税額 (千円)	率 %	加算金額 (円)

指定納期限 年 月 日 納入(付)すべき合計額 円
還付される合計額 円

更正・決定理由	
加算金決定理由	
摘 要	

延滞金について

備考 延滞金についての下部に、当該年における延滞金の計算方法を記載すること。

(裏)

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第27号様式その8 (第18条関係)

軽油引取税の更正 (決定) 及び加算金決定 通知書
納額告知書

住所 (所在地)

氏名 (名称)

様

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正 (決定) したので通知します。

年 月 日 印

福岡県 県税事務所長

事業者コード	
指定納期限	

行為年月	区分	本 税		加 算 金			
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率%	金 額
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
月分	差引額		①	重加算金			⑥
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
月分	差引額		①	重加算金			⑥
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
月分	差引額		①	重加算金			⑥
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
合 計	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④
月分	差引額		①	重加算金			⑥
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			

この通知書による不足税額等に延滞金を合計した金額を、同封の納入 (付) 書によって指定納期限までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、福岡県内の県税事務所に納入 (付) してください。
この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

別紙

教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税務事務局長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第27号様式その9 (第18条関係)

ゴルフ場利用税の更正(決定)及び加算金 決定通知書 納額告知書

住所(所在地)

氏名(名称)

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正(決定)したので通知します。

年 月 日
福岡県

印
県税事務所長

登録番号	
施設名	
指定納期限	

行為年月	区分	本 税		加 算 金				摘要	
		利用人員	税 額	区 分		基本税額	率%		金 額
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算			④	
	差引額		①	重加算金				⑥	
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)					
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算			④	
	差引額		①	重加算金				⑥	
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)					
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算			④	
	差引額		①	重加算金				⑥	
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)					
合計	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算			④	
	差引額		①	重加算金				⑥	
				納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)					

この通知書による不足税額等に延滞金を合計した金額を、同封の納付書によって指定納期限までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、福岡県内の県税事務所に納入(付)してください。

この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法を記載すること。

別紙

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第三十一号の二様式を次のように改める。

第31号の2様式 (第21条関係)

過料処分決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事
福岡県 県税事務所長
印

の規定により決定したので通知します。

住所 又は所在地	氏名 又は名称	理由
過料を受けるべき者	過料額	由
	円	

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第三十四号様式その一を次のように改める。

